

資料提供

令和4年3月11日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である株式会社藤井商店に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県西部厚生環境事務所広島支所）

2 被処分者及び行政処分の内容

| | |
|-------------|--|
| 事業者 （住所） | 株式会社藤井商店 代表取締役 藤井 敏貴 （兵庫県神戸市西区櫛谷町福谷 88 番地の 3） |
| 許可の状況 | 産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第 03404133122 号 許可年月日：平成 29 年 2 月 9 日 |
| 処分の内容 | 産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し |
| 処分年月日 | 令和 4 年 3 月 11 日 |
| 処分理由 | 同社の役員は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 32 条第 1 項第 1 号に該当したことにより、罰金刑が確定（令和 3 年 11 月 26 日付け明石簡易裁判所）し、その刑の執行を終了した。 このことは、法第 14 条の 3 の 2 第 1 項第 4 号に該当するものとして、法第 14 条第 5 項第 2 号ニに規定する同号イに該当する者のうち、法第 7 条第 5 項第 4 号ニに規定する者に該当するため。 |